



販売業務関係者さまへ



肥料を販売するときは…

肥料取締法
により届け出が
義務付けられて
います

新規の届出

肥料の販売を新たに始める場合は、販売業務を開始した日から2週間以内に届け出なければなりません。

変更の届出

肥料販売業務開始届出事項に変更を生じた場合は、変更があった日から2週間以内に届け出なければなりません。



廃止の届出

届け出ている事業場での肥料の取扱いをやめたときは、その日から2週間以内に届け出なければなりません。

2年間保存

帳簿の備付

販売の業務を行う事業場ごとに帳簿を備え、販売の都度、肥料の名称、数量、年月日及び販売先を記載しなければなりません。このとき、肥料の名称の記載は通称名（ペットネーム）ではなく正式な登録・届出名称で。

肥料販売業務届の提出先・問い合わせ先



販売所の所在地	提出先	電話番号
京都市 向日市 長岡京市 乙訓郡	農林水産部 食の安心・安全推進課 食の安全担当 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入	075-414-5654
宇治市 城陽市 八幡市 京田辺市 木津川市 久世郡 綴喜郡 相楽郡	山城広域振興局 農林商工部 企画調整室 農業振興担当 〒611-0021 宇治市宇治若森7の6	0774-21-3229
亀岡市 南丹市 船井郡	南丹広域振興局 農林商工部 企画調整室 計画推進担当 〒621-0851 亀岡市荒塚町1丁目4番1号	0771-22-0133
福知山市 舞鶴市 綾部市	中丹広域振興局 農林商工部 企画調整室 農業振興担当 〒625-0036 舞鶴市字浜2020番地	0773-62-2743
宮津市 京丹後市 与謝郡	丹後広域振興局 農林商工部 企画調整室 農業振興担当 〒627-8570 京丹後市峰山町丹波855	0772-62-4305

